

入札説明書

1 入札に付する事項

(1) 件名

密閉式自動固定包埋装置 一式

(2) 品名、数量及び規格等

仕様書による。

(3) 納入期限

入札公示による。

(4) 納入場所

仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札公示による。

3 契約条項を示す場所及び担当部局

入札公示による。

4 入札説明書等に関する質問及び回答

入札公示による。

5 入札

(1) 入札日時

入札公示による。

(2) 入札場所

入札公示による。

(3) 提出書類

ア 入札書

本書類は、別紙「入札書（様式1）」に記載すること。

イ 誓約書

本書類は、別紙「誓約書（様式3）」に記載すること。

(4) 提出方法

ア 入札における提出書類は、インク又はボールペン等容易に修正できない方法により、黒色又は青色で記載しなければならない。

イ 入札における提出書類は、持参により提出しなければならない。郵送又は電送による入札は認められない。

ウ 入札は、総額で行うものとする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

エ 入札を行う回数は、初度入札を含め2回までとする。

オ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(5) 開札

ア 開札は、入札の終了後、直ちに入札の場所にて行う。

イ 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、本件入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

ウ 開札にあたっては、予定価格の制限の範囲内での最低価格提示者を落札候補者とするとともに、入札額の低い順に入札者及び入札金額を発表する。また、開札時の落札決定を行わず、落札保留の取り扱いとする。

エ 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加することができる資格のない者のした入札

(2) 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札

(3) 入札事項を記入せず又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(4) 自己がしたと他人の代理人としてしたとに関わらず、同一の名をもってした2通以上の入札

(5) 委任状を提出していない代理人がした入札

(6) 他の参加者の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

(7) 金額を改ざんし、又は訂正した入札

(8) その他入札の条件に違反した入札

7 申請書の提出

(1) 落札候補者は、競争入札参加資格の確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書(様式4。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。なお、申請書について説明等を求めた場合には、それに応じなければならない。

(2) 競争入札参加資格の確認の結果、当該落札候補者に資格が無いと認められたときは、次順位の者を落札候補者とし、(1)と同様の手続により資格の確認を行う。

(3) 申請書の提出先、提出部数及び提出期限は、入札公示による。

(4) 落札候補者が前項の規定による提出期限内に申請書の提出をしないとき、落札候補者が競争入札参加資格確認のための指示に応じないとき又は申請書に虚偽の記載をしたときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(5) 申請書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

(6) 申請書を、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないものとする。

- (7) 提出された申請書は返却しないものとする。
- (8) 特に指示のあった場合を除き、提出期限を過ぎた後の申請書の訂正又は差し替えは認められない。
- (9) 申請書の作成に当たり虚偽記載をした者等、契約の相手方として不適当であると認められる場合は、指名停止を行うことがある。

8 落札者の決定

落札候補者は申請書の提出を行い、競争入札参加資格の確認の結果、資格があると認められた場合は落札者として決定する。

9 競争入札参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明等

- (1) 競争入札参加資格が無いと認められた者には、その理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知する。
- (2) 無資格理由の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して2日（休日等を除く。）以内に、無資格理由について書面（様式は自由）を上記3の場所に提出することにより説明を求めることができる。この場合における当該書面の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) (2)の説明に対する回答は、原則として、その理由の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行うこととする。

10 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

入札公示による。

- (3) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

入札公示による。

- (4) 契約書の作成

ア 落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書は2通作成し、双方が各1通ずつを保管する。

ウ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

- (5) その他

ア この契約において、談合などの不正行為により本学が被った金銭的損害の賠償については、「賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。

イ 当該入札に関して談合に関する情報が寄せられた場合、その他の公正な入札を実施することが出来ない事情が生じた場合は、入札を延期又は中止することがある。

ウ 本件入札は、本入札説明書において定めるほか、「名古屋市立大学競争入札参加者手引」に定めるところによる。